第６４期 中間決算公告
平成18年12月20日

東京都港区芝三丁目３３番１号
中央三井信託銀行 株式会社
取締役社長　田辺　和夫

# 中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 190,275 | 預金 | 8,248,575 |
| コールローン及び買入手形 | 258,827 | 譲渡性預金 | 325,670 |
| 買現先勘定 | 900 | コールマネー及び売渡手形 | 206,238 |
| 債券貸借取引支払保証金 | 79,056 | 売現先勘定 | 52,416 |
| 買入金銭債権 | 101,926 | 債券貸借取引受入担保金 | 849,192 |
| 特定取引資産 | 55,373 | コマーシャル・ペーパー | 1,500 |
| 金銭の信託 | 5,996 | 特定取引負債 | 5,364 |
| 有価証券 | 3,855,500 | 借用金 | 207,897 |
| 貸出金 | 7,134,648 | 外国為替 | 5 |
| 外国為替 | 943 | 社債 | 211,969 |
| その他資産 | 294,646 | 新株予約権付社債 | 212 |
| 有形固定資産 | 206,766 | 信託勘定借 | 1,152,317 |
| 無形固定資産 | 39,879 | その他負債 | 130,405 |
| 繰延税金資産 | 155,598 | 賞与引当金 | 2,812 |
| 支払承諾見返 | 934,982 | 退職給付引当金 | 1,389 |
| 貸倒引当金 | △ 68,193 | 補償請求権損失引当金 | 8,709 |
| | | 繰延税金負債 | 24,483 |
| | | 支払承諾 | 934,982 |
| | | 負債の部合計 | 12,364,146 |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資本金 | 356,444 |
| | | 資本剰余金 | 105,758 |
| | | 利益剰余金 | 250,084 |
| | | 株主資本合計 | 712,287 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 192,834 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △ 7,723 |
| | | 土地再評価差額金 | △ 15,527 |
| | | 為替換算調整勘定 | △ 425 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 169,158 |
| | | 少数株主持分 | 1,532 |
| | | 純資産の部合計 | 882,979 |
| 資産の部合計 | 13,247,125 | 負債及び純資産の部合計 | 13,247,125 |

# 中間連結財務諸表の作成方針

（１）　連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　２１社

主要な会社名

Chuo Mitsui Trust International Ltd.
中央三井証券代行ビジネス株式会社
中央三井リース株式会社
中央三井カード株式会社
中央三井アセットマネジメント株式会社
中央三井信用保証株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

（２）　持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等　　２社

主要な会社名

日本トラスティ情報システム株式会社

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

（３）連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

６月末日　　６社
９月末日　　１５社

② 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

1.　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.　金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

　特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3.　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については中間連結決算日前１カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4.　金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3. と同じ方法により行っております。

5.　デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

6.　当社の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

　　建　物　　10年～50年

　　動　産　　3年～ 8年

　また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

　連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

7.　無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

8.　社債発行費は資産として計上し、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理（３年間の均等償却）を適用しております。

9.　当社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

　連結される子会社及び子法人等の外貨建資産･負債については､それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

10.　当社並びに主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

　破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻

の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記23.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は115,738百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 |

13. 補償請求権損失引当金は、土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。

14. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

16. 当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行

業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債について、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

17. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

18. 関係会社の株式及び出資総額（子会社の株式を除く）　73,251 百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額　218,331 百万円

20. 有形固定資産の圧縮記帳額　7,283 百万円

21. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,965百万円、延滞債権額は48,352百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は209百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は72,340百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は132,868百万円であります。

なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,222百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券　1,250,382百万円

貸 出 金　　215,328百万円
その他資産　　137百万円
担保資産に対応する債務
預　　金　　4,523百万円
コールマネー及び売渡手形　110,000百万円
売現先勘定　　52,416百万円
債券貸借取引受入担保金　　849,192百万円
借用金　　55,246百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券 215,974百万円、その他資産（手形交換保証金）16百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は28百万円、保証金は8,413百万円であります。

27. 三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整（時点修正、地域格差及び個別格差の補正）を行って算出しております。

28. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金130,000百万円が含まれております。

29. 社債は、永久劣後特約付社債121,315百万円及び劣後特約付社債90,654百万円であります。

30. 新株予約権付社債は全額、劣後特約付転換社債であります。

31. １株当たりの純資産額　　362円 75銭

「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、１株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ１株当たりの純資産額は5円82銭減少しております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパー、並びに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。33.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 中間連結貸借対照表計上額（百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| 国債 | 394,085 | 394,025 | △60 |
| 地方債 | － | － | － |
| 社債 | 11,200 | 11,200 | － |
| その他 | 75,846 | 73,776 | △2,069 |
| 合計 | 481,131 | 479,001 | △2,130 |

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価<br>（百万円） | 中間連結貸借対照表<br>計上額（百万円） | 評価差額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 490,100 | 835,311 | 345,210 |
| 債券 | 1,677,951 | 1,618,981 | △58,970 |
| 国債 | 1,388,862 | 1,330,784 | △58,077 |
| 地方債 | 3,288 | 3,264 | △23 |
| 社債 | 285,801 | 284,932 | △868 |
| その他 | 800,757 | 788,924 | △11,832 |
| 合計 | 2,968,810 | 3,243,217 | 274,407 |

なお、上記の評価差額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額12,635百万円を加えた287,042百万円から繰延税金負債95,062百万円を差し引いた額191,980百万円のうち少数株主持分相当額72百万円を控除した額191,908百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式等について4,807百万円の減損処理を行っております。

「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

| | |
|---|---|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

33. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内容 | 中間連結貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 99,206 |
| 非上場外国証券 | 5,724 |
| 出資証券 | 28,775 |

34. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

| | 取得原価（百万円） | 中間連結貸借対照表計上額（百万円） | 評価差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| その他の金銭の信託 | 3,815 | 5,996 | 2,180 |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債887百万円を差し引いた額1,293百万円のうち少数株主持分相当額147百万円を控除した額1,145百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

35. 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受入れている有価証券で当中間連結会計期間末に所有しているものが74,033百万円あります。これらは、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当中間連結会計期間末においては当該処分をせずにすべて所有しております。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,357,644百万円であります。このうち契約残存期間が 1年以内のものが 2,225,067百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債については、組込デリバティブを組込対象である現物の金融資産とは区分して時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年３月30日）が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが組み込まれた現物の金融資産の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあり、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、現物の金融資産と組込デリバティブ部分を区分せず一体として時価評価し、評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

38.「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることに

なったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）が　「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は889,170百万円であります。

(2)純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(6)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

(7)資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中「のれん」に含めて表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

39. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年９月８日）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

40. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,232,097百万円、貸付信託1,178,523百万円であります。

41. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率は11.48％であります。

# 中間連結損益計算書（平成１８年４月　１日から 平成１８年９月３０日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 経常収益 | | 190,524 |
| 信託報酬 | 15,144 | |
| 資金運用収益 | 66,937 | |
| （うち貸出金利息） | （37,083） | |
| （うち有価証券利息配当金） | （27,021） | |
| 役務取引等収益 | 61,551 | |
| 特定取引収益 | 2,516 | |
| その他業務収益 | 2,728 | |
| その他経常収益 | 41,645 | |
| 経常費用 | | 135,018 |
| 資金調達費用 | 25,816 | |
| （うち預金利息） | （10,196） | |
| 役務取引等費用 | 2,960 | |
| 特定取引費用 | 89 | |
| その他業務費用 | 3,307 | |
| 営業経費 | 61,608 | |
| その他経常費用 | 41,236 | |
| 経常利益 | | 55,505 |
| 特別利益 | | 18,806 |
| 特別損失 | | 203 |
| 税金等調整前中間純利益 | | 74,108 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,988 |
| 法人税等調整額 | | 10,025 |
| 少数株主利益 | | 127 |
| 中間純利益 | | 61,966 |

1.　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.　1株当たり中間純利益金額　　48円 61銭
3.　潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額　28円 63銭
4.　特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
　特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5.「その他経常費用」には、貸出金償却1,426百万円、貸倒引当金繰入額11,009百万円及び株式等償却5,423百万円を含んでおります。
6. 特別利益には、退職給付信託を一部返還したことによる返還益15,814百万円を含んでおります。